

25監第14号

平成25年8月27日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好 隆

同 大 厩 富 義

平成24年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成24年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成24年度決算に基づく健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

2 審査の期日

平成25年8月9日

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.18
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.18
③実質公債費比率	13.3	16.2	18.0	25.0
④将来負担比率	64.2	66.3	78.2	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が694,966千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模11,002,279千円に対する比率は、△6.3%で、早期健全化基準の13.18%を下回っており良好な状態を示している。

②連結実質赤字比率について

すべての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、2,380,318千円の黒字であるため連結実質赤字額はなく、標準財政規模11,002,279千円に対する比率は、△21.6%で、早期健全化基準の18.18%を下回っており良好な状態を示している。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	694,966	669,722	25,244
国民健康保険特別会計 実質収支額	84,100	77,066	7,034
後期高齢者医療特別会計 //	1,372	1,099	273
公共下水道事業特別会計 //	21,614	43,883	△22,269
農業集落排水事業特別会計 //	5,242	5,692	△450
公営簡易水道事業特別会計 //	1,112	775	337
小 計	808,406	798,237	10,169
水 道 事業会計資金剰余額	676,266	579,654	96,612
温泉引湯 //	215,247	188,402	26,845
病 院 //	674,250	739,504	△65,254
連結実質黒字額合計	2,374,169	2,305,797	68,372

・水道事業会計は、流動資産837,539千円から流動負債161,273千円を控除した差額676,266千円が比率算定上の適用金額である。

・温泉引湯事業会計は、流動資産220,828千円から流動負債5,581千円を控除した差額215,247千円が比率算定上の適用金額である。

・病院事業会計は、流動資産1,418,658千円から流動負債744,408千円を控除した差額、674,250千円が比率算定上の適用金額である。(平成24年度から指定訪問看護事業会計が病院事業会計に統合されているため、前年度数値には指定訪問看護事業会計の数値を含めている。)

この比率は、資金不足状態を算定対象としているため、累積欠損額2,398,798千円は、算定上含まれていない。累積欠損金解消は引き続き大きな課題である。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模(公債費等に対する交付税措置額控除後)に対する公債費の比率で、平成24年度の単年度では8.78%となるが、実質公債費比率は、3ヶ年平均で算定することとされているため、平成22年度から平成24年度までの平均では、13.3%(22年度17.1%、23年度14.3%、24年度8.8%)となり、早期健全化

基準(25.0%)を下回り、前年度に比較して2.9ポイント改善されている。

公債費償還もピークが過ぎ着実に改善が図られている。

④将来負担比率について

将来負担額は31,478,086千円で、地方債の償還がすすみ、前年度と比較して447,152千円減少している。

(単位：千円)

項目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	15,598,502	16,098,568	△500,066
債務負担行為に基づく負担見込額	79,286	73,678	5,608
公営企業債等への繰入見込額	12,591,812	12,691,246	△99,434
退職手当負担見込額	3,057,618	3,047,167	10,451
広域連合等への負担見込額	150,868	14,579	136,289
将来負担額合計	31,478,086	31,925,238	△447,152

一方、充当可能財源等は25,895,911千円で前年度と比較して286,900千円減少している。

(単位：千円)

項目	金額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	3,279,792	2,848,350	431,442
都市計画税など充当可能特定財源	1,448,243	1,521,676	△73,433
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	21,167,876	21,812,785	△644,909
充当可能財源合計	25,895,911	26,182,811	△286,900

将来負担比率は、上記の将来負担額31,478,086千円から充当可能財源25,895,911千円を控除した残額5,582,175千円(将来負担すべき実質的な負債)が、標準財政規模11,002,279千円から算入公債費等の額2,313,583千円(公債費等に対する交付税措置額)を控除した残額8,688,696千円に対してどの位の割合になるかの比率で、64.2%となり、早期健全化基準の350%を下回り前年度に比較して2.1ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成24年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成24年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期日

①水道事業会計	平成25年6月27日、8月9日
②温泉引湯事業会計	平成25年6月27日、8月9日
③病院事業会計	平成25年7月 1日、8月9日
④公共下水道特別会計	平成25年7月31日、8月9日
⑤農業集落排水事業特別会計	平成25年7月31日、8月9日
⑥公営簡易水道事業特別会計	平成25年7月18日、8月9日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成24年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	平成23年度 (%)
法 適 用	①水道事業会計	—	20.0	—
	②温泉引湯事業会計	—		—
	③病院事業会計	—		—
法 非 適 用	④公共下水道特別会計	—		—
	⑤農業集落排水事業特別会計	—		—
	⑥公営簡易水道事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は676,266千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は215,247千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

③ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は674,250千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内である。しかしながら、期中においては一時借入による資金繰りを余儀なくされる状況が発生している。

多額の累積欠損金をかかえており、総合収支の改善に一層の努力をすることが必要である。

④ 公共下水道特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は21,614千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 農業集落排水事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は5,242千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は1,112千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。